

指導資料

鹿児島県総合教育センター

情報教育 第101号

- 小, 中, 高, 盲・聾・養護学校対象 -
平成17年10月発行

中学校段階における情報モラルの指導の在り方

現在, 各学校においては, 情報活用能力の育成を図るための様々な取組が行われている。

しかし, インターネット上には有害情報が多数存在するとともに, 詐欺や迷惑メールなどの社会問題も起こっており, 生徒が被害者や加害者にならないよう指導する必要がある。

そこで本稿では, 県内小・中学校における情報モラルの指導の現状と中学校段階における指導の在り方について具体的に述べる。

1 情報モラルの指導の現状

平成17年1月に, 県教育委員会がまとめた「児童生徒のインターネット等の利用状況及び学校における情報モラルの指導の状況に関する調査」によると, 情報モラルの指導の現状は次のとおりである。(調査対象: 小学校594校, 中学校270校)

(1) 取組の状況と認識状況

多くの学校で, 情報モラルの指導に取り組んでいるが, 自校における情報モラルに関する指導を十分とは認識していない。

(2) 保護者への情報提供

保護者に対する情報提供等を行っている学校は半数程度となっている。

(1), (2)の詳細は, 指導資料(通巻第1495号)(平成17年10月刊行)を参照されたい。

(3) 指導の場面

指導場面は, 小学校では「学級での指導」, 中学校では「教科等の指導」が大半である。(図1)

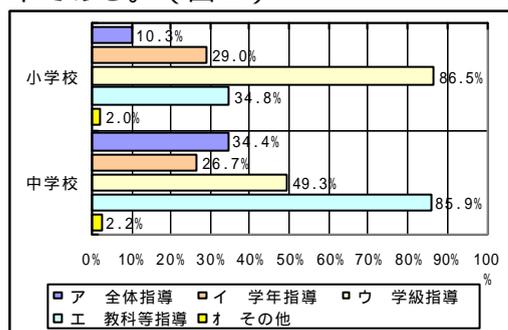


図1 児童生徒への指導場面(複数回答)

(4) 指導の内容

指導内容は, インターネット利用に関するルールやマナーに関すること, 誹謗中傷等プライバシーの侵害に関することなどが中心となっている。(図2)

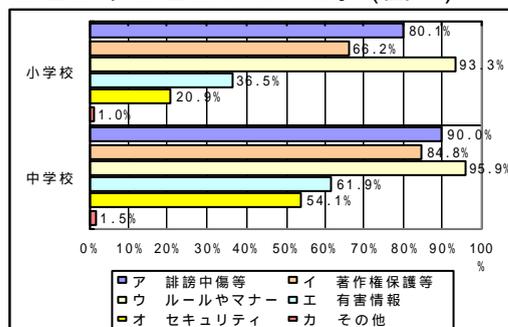


図2 児童生徒への指導内容(複数回答)

(5) 指導の方法

指導の方法は、小・中学校とも口頭での指導が最も多い。(図3)

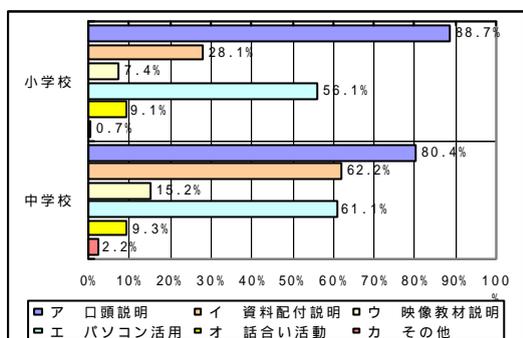


図3 指導の方法(複数回答)

2 情報モラルの指導内容と問題点

(1) 学習指導要領に示された内容

中学校学習指導要領解説(総則編)の、「(第1章第6の2)指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の中で、「(9)各教科等の指導に当たっては、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努めるとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。」とされている。

また、「ネットワークやソフトウェアの活用に当たっては、いわゆる情報化の「影」の部分への対応として、ネットワーク上のルールやマナー、個人情報・プライバシー、著作権等の配慮が必要である。これについては、技術・家庭科の時間だけでなく、具体的な場面に遭遇する都度、適切な指導を行うことが望ましい。さらに、正しい姿勢や操作法、照明や使用時間など健康面への配慮も忘れてはならない。」とされている。(~~~~は筆者による)

(2) 情報モラルの指導の問題点

ア 日常のモラル指導との関連付け

情報モラルは、「情報社会で適正な行動を行うための基になる考え方と態度」である。具体的には「自分の発信する情報に責任を持ち、人を傷つけるような表現を避けること」や「自分に必要な情報であるか適切に判断し、不必要な情報にはアクセスしないこと」などの態度が求められる。

このような態度は、情報社会に限らず日常生活でも重要なモラルであることから、情報モラルは、日常生活のモラルと関連付けた指導が重要である。

イ 全教科等での指導と指導の明確化

中学校では、技術・家庭科の「情報とコンピュータ」を中心に情報教育を行っている。そのため、情報モラルの指導も技術・家庭科に任せてしまいがちになるという問題点がある。情報教育は全ての教科や総合的な学習の時間などで行われるものであり、情報モラルの育成も全ての教科や総合的な学習の時間などで行われるべきである。

自分が担当する教科等において、どの学年のどの単元で、情報モラルの指導ができるのかを明確にする必要がある。

ウ 具体的な場面を想定した指導

情報モラルの指導については、「～してはいけない」という禁止事項の知識だけを教え込む授業になっているという問題点がある。指導にあたっては、「情報の送り手」として、また、

「情報の受け手」として、「なぜしてはいけないのか」を考えさせたり、不適切な事象に出会ったときの対処法について、具体的に理解させたりする必要がある。

エ 保護者との連携

1の(2)の調査結果でも述べたように、保護者に情報提供を行っている学校は、小・中学校とも約半数であり、保護者に対して、適切な情報提供が行われていないという問題点がある。学校として情報モラルの指導にどのように取り組んでいくのかを説明するとともに、家庭でのインターネット利用に関するルール作りや不適切な事象に対する具体的な対処法などについての啓発を行い、連携した取組を進めることが大切である。

3 情報モラルの指導の在り方

(1) 機会をとらえた指導

授業をはじめとする学校生活全般において、人を傷つけるような言葉や文章による表現があったり、著作権に関する不適切な行動があったりした場合、その都度適切に指導することが必要である。

そのためには、教師が「情報モラルや著作権」に対する意識を高めることが大切である。

(2) 計画的・継続的な指導

情報モラルを学校全体で指導するためには、各教科・領域でどのような指導が行われているかを全職員が理解することが必要である。

そのような共通理解の下、技術・家庭科を中心とし、3年間を見通した情報モラルの育成を計画的に行う必要がある。そのためには、情報教育の全体計画を作成し、各教科の指導計画等に情報モラルの指導を位置付けることが大切である。

(3) 体験的な学習の重視

教室内LANを利用した電子掲示板や電子メールの模擬体験、デジタルコンテンツなどを活用して、生徒自身に「なぜしてはいけないのか」を考えさせたり、討議させたりしながら、自分の意見を持ち、正しく判断し、行動できる態度を育成するとともに、万一、不適切な事象に出会った場合の具体的な対応を理解させることが大切である。

そのためには、既存の設備や指導資料等を有効活用することも大切である。

4 情報モラルの指導例

(1) 模擬体験を取り入れた授業例

教室内LANのみで閲覧できる電子掲示板を利用し、教師が意図的に不適切な書き込みを行いながら、生徒に電子掲示板への書き込みについて考えさせた授業例を研究紀要第109号（平成17年3月刊行）に掲載しているので参照されたい。

(2) 家庭教育学級の活動例

保護者に対して、家庭でのインターネットの利用に関するルール作りや不適切な事象に対する具体的な対処法などについての啓発を行うために、家庭教育学級を利用した活動例である。

家庭教育学級の活動例 (120分)

1 活動名 電子メールの利用を考えましょう。

2 活動の目標

- (1) インターネットを使った電子メールを体験する。
- (2) 電子メールを使用するときのマナーやエチケットを理解する。
- (3) 身近な携帯電話でのメール交換について考える。
- (4) インターネットや携帯電話を利用した犯罪の実態と対応策を理解する。
- (5) 家庭でのインターネットや携帯電話の利用について考える。

3 活動の流れ

| 過程 | 主な活動 | 時間 | 留意点 | | |
|------------------------------------|---------------------------------|---|--|----|---|
| 導 入 | 1 本活動の目標と内容を確認する。 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の趣旨を説明する。 ・ メールソフトの起動、アドレスの入力法、文字入力の方法、送受信の方法を説明する。 | | |
| | 2 教室内LANで電子メール交換の仕組みを理解する。 | 5 | | | |
| 展 開 | 3 電子メールを作成する。 | 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 宛先、件名、電子メールの本文の入力の仕方を体験させる。 ・ 送受信ボタンを押して、電子メールを受け取ることを体験させる。 ・ 自由に電子メールの送受信を行わせる。 ・ 意図的に、誹謗・中傷するような電子メールを指導者が送信する。 ・ 誹謗・中傷の電子メールを受け取った時の感想から、電子メールの表現について話し合わせる。 ・ 件名の入力、相手のことを意識した表現、パスワードの取扱い、添付するファイルサイズなどの留意点をまとめる。 ・ 自分を含めた、携帯電話でのメールの使用頻度を思い起こさせるとともに、不快なメールを受信したことなどを想起させる。 ・ 犯罪白書等から、インターネットや携帯電話を悪用した犯罪の種類と件数など、中・高校生の被害の実態を知らせる。 ・ 問題となるような事例とその対応策を「情報モラル研修教材」を使って、模擬的に体験しながら学ばせる。事例は、各人の興味・関心により選択させる。 ・ 生徒の家庭でのインターネットや携帯電話の利用について自由に意見を出させる。携帯電話については、持たせることの適・不適を議論するのではなく、利用させる場合の留意点について話し合わせるようにする。 | | |
| | 4 電子メールを受信する。 | 5 | | | |
| | 5 自由に電子メールの交換を行う。 | 20 | | | |
| | 6 電子メールの内容や表現を話し合いを基に考える。 | 10 | | | |
| | 7 電子メールを利用するときのマナーやエチケットを考える。 | 10 | | | |
| | 8 身近な携帯電話でのメール交換を考える。 | 5 | | | |
| | 9 インターネットや携帯電話を利用した犯罪の実態を知る。 | 10 | | | |
| | 10 問題となる事例に出会ったときの対応策を理解する。 | 20 | | | |
| | 11 家庭でのインターネットや携帯電話の利用について話し合う。 | 10 | | | |
| | 終 末 | 12 話し合いの結果から、家庭でのインターネットや携帯電話の利用についてまとめる。 | | 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用の仕方について、親子での話し合いが必要であること、料金や使用時間等のルール作りが必要であること、不適切なメールが届いたときには連絡することなどを確認する。 |

通巻1495号と1496号の2つの指導資料を通じて、小・中学校における情報モラル指導に関する提言を行った。

今後とも、児童生徒が情報社会に適切に参画する態度を育成するために、各学校の実態

に即した取組を期待したい。

[参考文献]

鹿児島県総合教育センター

「研究紀要第109号」平成17年3月

(情報教育研修課)

